

(案)



岡 賃 審 第 号
令和 4 年 10 月 31 日

岡山労働局長
成毛節 殿

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田和弘

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 5 日付け岡労発基 0705 第 4 号及び 8 月 2 日付け岡労発基 0802 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定による議決に基づきそのまま答申する。

別 紙

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいづれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業（内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間932円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり